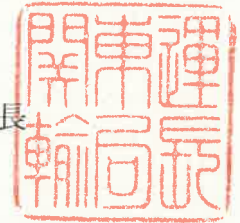




関自監旅第199号の4
関自監貨第332号の4
関自保第218号の4
関自旅一第1110号の4
関自旅二第3700号の4
関自貨第977号の4
令和元年10月31日

一般社団法人全国物流ネットワーク協会長 殿

関東運輸局長



「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり定めたので了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

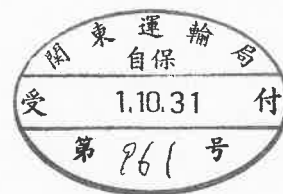
国自安第117号
国自旅第178号
国自貨第77号
令和元年10月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について（平成21年9月29日付け国自安第81号、国自旅第142号、国自貨第87号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。



国自安第81号
国自旅第142号
国自貨第87号
平成21年9月29日
一部改正 令和元年10月31日

各地方運輸局長

殿

沖縄総合事務局長

自動車交通局長

自動車運送事業者の社会保険等の未加入・未納対策の強化について

自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の照会等については、国土交通省と厚生労働省及び日本年金機構との間で確認の上、照会制度については、本通達に基づき運用してきたところである。

今般、貨物自動車運送事業の適正な運営及び健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入に加え、当該保険料の未納対策を強化し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。）に基づく事業の許可等に際して社会保険等の加入及び当該保険料の納付を必要な項目とし、社会保険等の未加入・未納事業者に対しては、トラック法第24条の4第1項第2号の規定に基づき、行政処分等を実施することとする。

については、令和元年11月1日以降、事業者の社会保険等の未加入・未納（旅客自動車運送事業者は未加入のみに読み替える。以下同じ。以下単に「未加入・未納」という。）については、下記により適切に処理されるとともに、関係都道府県労働局、関係健康保険組合及び関係年金事務所（以下「社会保険等関係機関」という。）との一層の連携を図り、自動車運送事業の適正な運営及び健全な競争環境の整備が図られるよう取り組まれない。

本通達について、厚生労働省とは別添1及び2のとおり協議済みであるので申し添える。

記

1. 社会保険等の未加入・未納に係る関係機関への照会制度について
(1) 新規許可時の事業者に対する対応について

① 社会保険等への加入及び納付に関する指導

運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）において許可書交付の際に行う関係法令遵守のための講習の開催時又は許可書交付時に諸注意を行う際には、厚生労働省及び日本年金機構が作成した社会保険等への加入及び当該保険料の納付に関するリーフレットを配布するなどの方法により、加入及び納付の徹底を図ること。

なお、リーフレットの必要部数を含めた入手方法については、社会保険等関係機関と適宜、連絡を行い送付を受けること（社会保険等関係機関へリーフレットの入手について依頼する場合は別紙1を参考とされたい。）。

② 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際においては、次のとおり確認を行うこと。

ア 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」、「(健康保険・厚生年金保険)被保険者資格取得届(写)」、「労働保険/保険関係成立届(写)」及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)」等（以下「加入確認書類」という。）を添付させ、運輸開始日までの間に社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。

イ 運輸開始届出書に加入確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理すること。

ウ 初回の社会保険等の保険料の納付期限が到来する日までの間に、当該保険料を適切に納付するよう指導すること。なお、運輸開始届出時に当該保険料の納付期限が到来していることが確認できた場合には、必要に応じて社会保険等の保険料の領収証書(写)(以下「領収証書(写)」という。)を添付させ、運輸開始日の属する月(労働保険においては運輸開始日の属する年度)以降の保険料が納付されていることの確認を行うこと。

③ 監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に加入確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、監査等を実施すること。

また、運輸開始届出書を受理する際に領収証書(写)がなく、初回の保険料の納付期限到来後も領収証書(写)の提出がないため、保険料の納付が認められない場合は、監査等を実施すること。

④ 関係機関への照会

地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)又は運輸支局長(以下「地方運輸局長又は運輸支局長」を「地方運輸局長等」という。)において、監査等を実施した結果、社会保険等の未加入・未納が確認された場合、若しくは、社会保険等の加入・納付状況が確認できなかった場合には、地方運輸局長等は、次のとおり社会保険等の加入・納付状況について照会すること(地方運輸局長が照会する場合には、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して行うこと。)

上記のうち、社会保険等の保険料の納付状況については、地方運輸局長等は、監査等において、事業者へ領収証書(写)又は社会保険の保険料の納付

状況を確認するための書類（写）（「社会保険料納入証明書」及び「滞納金額目録」（未納がある場合に限る。）。以下「納付確認書類」という。）の提出を求めて確認することとし、事業者から領収証書（写）又は納付確認書類の提出がない、若しくは、提出された領収証書（写）又は納付確認書類により納付状況が確認できない場合には、次のとおり社会保険等の保険料の納付状況について照会すること（地方運輸局長が照会する場合には、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して行うこと。）。

なお、地方運輸局長等は、社会保険等の加入・納付状況を照会する際は、事前に事業者へその旨を説明した上で行うこと。

ア 社会保険については、関係年金事務所長（事業者が健康保険組合に加入している場合は、関係年金事務所長に加え、当該健康保険組合理事長）に対して、別紙 2-1 又は 2-2 の様式により行うこと。

イ 労働保険については、関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部雇用保険主務課）に対して別紙 3 の様式により行うこと。

なお、社会保険等関係機関に対して社会保険等の加入・納付状況について照会する場合の様式への記載上の留意事項は別紙 4 のとおりである。

⑤ 行政処分等

地方運輸局長は、社会保険等関係機関に対して社会保険等の加入・納付状況について照会し、未加入又は未納である旨の回答を得た場合は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）第 86 条第 1 項若しくはトラック法第 24 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 59 条第 1 項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

ただし、社会保険等の保険料の未納が確認された場合であって、当該未納額が社会保険等の保険料を滞納したことによる延滞金又は延納利息に相当する額のみである場合はこの限りでない。

(2) 許可後の事業者に対する対応について

① 貨物自動車運送事業者に係る未加入・未納事業者の把握方法について

ア 未加入・未納事業者の把握

社会保険等の加入及び当該保険料の納付が適正になされていない事業者については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）からの報告、地方運輸局等における監査等を通じて把握に努めること。

イ 地方実施機関との連携

地方実施機関からの的確な報告が行われるよう、地方実施機関に対し、次の事項について指導すること。

a 巡回指導に際しては、社会保険等の加入・納付状況を調査すること。

b 社会保険等の加入・納付状況を調査するに当たっては、巡回指導を実施する旨を事業者へ通知する「巡回指導実施通知書」に、あらかじめ、

社会保険等の保険料を納付していることを証する書類として事業者が保有する「領収証書（写）」若しくは年金事務所から交付を受けた「社会保険料納入証明書」及び「滞納金額目録（未納がある場合に限る。）」等、又は社会保険等の保険料の分割納付が認められていることを証する書類として事業者が保有する当該許可通知書（写）等を、巡回指導時に確認できるよう準備しておく旨明記すること。

c 巡回指導に際し、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入及び納付を指導し、事後の改善報告書（社会保険等の適用関係届の写し又は領収証書（写）等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。

d 巡回指導に際し、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付がなされていない場合は、地方実施機関において作成している「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局へ報告すること。

ウ 地方実施機関からの上記報告において、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付が認められない場合は、監査方針に基づき、巡回監査等を実施すること。

② 巡回監査等及び行政処分等

地方運輸局等において、(1) ③及び④と同様に巡回監査等及び社会保険等関係機関への照会を実施した結果、社会保険等の未加入・未納が確認された場合は、運送法第30条第2項違反若しくはトラック法第24条の4第1項第2号又は第25条第2項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

ただし、社会保険等の保険料の未納が確認された場合であって、当該未納額が社会保険等の保険料を滞納したことによる延滞金又は延納利息に相当する額のみである場合はこの限りでない。

(3) 処分結果等についての関係機関への連絡について

地方運輸局長は、社会保険等の未加入・未納事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、別紙5の様式により、速やかに社会保険等関係機関に通知することとする。

2. 本省への報告について

上記照会制度の実施状況については、別紙6の様式により、四半期毎に取りまとめの上、上半期分は12月末までに、下半期分は6月末までに、全体については安全政策課、旅客自動車運送事業については旅客課、貨物自動車運送事業については貨物課あて報告することとされたい。

3. 情報の適正な取扱い

地方運輸局長等は、社会保険等関係機関から提供された社会保険等の加入・納付

状況に関する情報（以下「提供情報」という。）について、次の事項に従い取り扱うこととする。

- (1) 地方運輸局長等は、本通知の目的の達成に必要な範囲を超えて、提供情報を保有してはならない。
- (2) 地方運輸局長等は、提供情報を本通知の目的以外の目的に使用してはならない。
- (3) 地方運輸局長等は、提供情報を他に漏らしてはならない（地方運輸局長等が本省、地方実施機関又は当該事業者へ情報を提供する場合を除く。）。
- (4) 地方運輸局長等は、提供情報について、情報の重要性に鑑み、滅失及び漏えい等が生じることのないよう適切に管理すること。

4. その他

社会保険等への適正な加入及び当該保険料の納付については、社会保険等関係機関との密接な連携が必要であることから、運輸支局においては、必要に応じ、社会保険等関係機関と連絡調整を図るための会議等を開催するなどにより、次の事項について、相互に情報を交換することとされたい。

- (1) 事業者の社会保険等の未加入・未納の状況
- (2) 未加入・未納に対する処分状況
- (3) 社会保険等関係機関の指導状況
- (4) その他、適正な社会保険等への加入及び当該保険料の納付の実効性を上げるために必要な事項

「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について（新旧対照表）」

改正	現行
<p>国自安第81号 国自旅第142号 国自貨第87号 平成21年9月29日 一部改正 令和元年10月31日</p> <p>あて</p> <p>各地方運輸局長 沖繩総合事務局長</p> <p>自動車交通局長</p> <p>自動車運送事業者の未加入・未納対策の強化について</p> <p>自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の照会等については、国土交通省と厚生労働省及び日本年金機構との間で確認の上、照会制度については、本通達に基づき運用してきたところである。</p>	<p>国自安第81号 国自旅第142号 国自貨第87号 平成21年9月29日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長</p> <p>自動車交通局長</p> <p>自動車運送事業者の未加入対策の強化について</p> <p>自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の通報等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、通報制度については「旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成18年2月13日付け国自旅第236号）に基づき、また、行政処分等の実施については、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年3月31日付け国自貨第225号）及び「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成19年11月20日付け国自旅第208号。最終改正平成21年9月29日。）記Ⅲ-3並びに「一般乗用旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年9月26日付け国自旅第225号の3）に基づき運用してきたところである。</p> <p>今般、貨物自動車運送事業者の適正な運営及び健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入に加え、当該保険料の未納対策を強化し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。）に基づく事業の許可等に際して社会保険等の加入及び当該保険料の納付を必要な項目とし、社会保険等の未加入・未納事業者に対しては、トラック法第24条の4第1項第2号の規定に基づき、行政処分等を実施することとする。</p> <p>については、令和元年11月1日以降、事業者の社会保険等の未加入・未納（旅客自動車運送事業者は未加入のみ）に読み替える。以下同じ。以下単に「未加入・未納」という。）については、下記により適切に処理されるとともに、関係都道府県労働局、関係健康保険</p>
<p>国自安第81号 国自旅第142号 国自貨第87号 平成21年9月29日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長</p> <p>自動車交通局長</p> <p>自動車運送事業者の未加入・未納対策の強化について</p> <p>自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の照会等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、通報制度については「旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成18年2月13日付け国自旅第236号）に基づき、また、行政処分等の実施については、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年3月31日付け国自貨第225号）及び「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成19年11月20日付け国自旅第208号。最終改正平成21年9月29日。）記Ⅲ-3並びに「一般乗用旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年9月26日付け国自旅第225号の3）に基づき運用してきたところである。</p> <p>今般、自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入対策を強化し、これまでの貨物自動車運送事業における対策に加え、旅客自動車運送事業においても、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、運送法第40条の規定に基づき、行政処分等を実施することとした。</p> <p>については、平成21年10月1日以降、社会保険等の未加入については、下記により適切に処理されるとともに、社会保険等関係機関との一層の連携を図り、適正な加入について実効が上がるよう取り組まれたい。</p>	<p>国自安第81号 国自旅第142号 国自貨第87号 平成21年9月29日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長</p> <p>自動車交通局長</p> <p>自動車運送事業者の未加入対策の強化について</p> <p>自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）の未加入状況等の通報等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、通報制度については「旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成18年2月13日付け国自旅第236号）に基づき、また、行政処分等の実施については、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年3月31日付け国自貨第225号）及び「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」（平成19年11月20日付け国自旅第208号。最終改正平成21年9月29日。）記Ⅲ-3並びに「一般乗用旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年9月26日付け国自旅第225号の3）に基づき運用してきたところである。</p> <p>今般、自動車運送事業の健全な競争環境の整備を図るため、社会保険等の未加入対策を強化し、これまでの貨物自動車運送事業における対策に加え、旅客自動車運送事業においても、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、運送法第40条の規定に基づき、行政処分等を実施することとした。</p> <p>については、平成21年10月1日以降、社会保険等の未加入については、下記により適切に処理されるとともに、社会保険等関係機関との一層の連携を図り、適正な加入について実効が上がるよう取り組まれたい。</p>

組合及び関係年金事務所（以下「社会保険等関係機関」という。）との一層の連携を図り、自動車運送事業の適正な運営及び健全な競争環境の整備が図られるよう取り組まれない。本通達について、厚生労働省とは別添1及び2のとおり協議済みであるので申し添える。

記

1. 社会保険等未加入に係る関係機関への照会制度について

(1) 新規許可時の事業者に対する対応について

① 社会保険等への加入及び納付に関する指導

運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖繩総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）において許可書交付の際に行う関係法令遵守のための講習の開催時又は許可書交付時に諸注意を行う際には、厚生労働省及び日本年金機構が作成した社会保険等への加入及び当該保険料の納付に関するリーフレットを配布するなどの方法により、加入及び納付の徹底を図ること。

なお、リーフレットの必要部数を含めた入手方法については、社会保険等関係機関と適宜、連絡を行い送付を受けること（社会保険等関係機関へリーフレットの入手について依頼する場合は別紙1を参考とされたい。）。

② 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際には、次のとおり確認を行うこと。

ア 「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」、「（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届（写）」、「労働保険／保険関係成立届（写）」及び「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）」等（以下「加入確認書類」という。）を添付させ、運輸開始日までの間に社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。

イ 運輸開始届出書に加入確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理すること。

ウ 初回の社会保険等の保険料の納付期限が到来する日までの間に、当該保険料を適切に納付するよう指導すること。なお、運輸開始届出時に当該保険料の納付期限が到来していることが確認できた場合には、必要に応じて社会保険等の保険料の領収証書（写）（以下「領収証書（写）」という。）を添付させ、運輸開始日の属する月（労働保険においては運輸開始日の属する年度）以降の保険料が納付されていることの確認を行うこと。

③ 監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に加入確認書類がなく、運輸開始日から社会保険

本通達については、厚生労働省及び社会保険庁とは別添1及び2のとおり協議済みであるので申し添える。

なお、「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」（平成20年3月31日付け国自貨第225号）及び「旅客自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」（平成18年2月13日付け国自旅第236号）は、平成21年9月30日をもって廃止する。

記

1. 社会保険等未加入に係る関係機関への照会制度について

(1) 新規許可事業者に対する対応について

① 社会保険等への加入指導

運輸支局（兵庫陸運部及び沖繩総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）において許可書交付の際に行う関係法令遵守のための講習の開催時又は許可書交付時に諸注意を行う際には、厚生労働省及び社会保険庁で作成した社会保険等の加入に関するリーフレットを配布するなどにより、加入の徹底を行うこと。

なお、リーフレットの必要部数を含めた入手方法については、関係都道府県労働局又は関係地方社会保険事務局と適宜、連絡を行い送付を受けること（社会保険等関係機関へリーフレットの入手について依頼する場合は別紙1を参考とされたい。）。

② 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際には、次のとおり確認を行うこと。

ア 「（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）」及び「労働保険／保険関係成立届（写）」（以下「確認書類」という。）を添付させ、運輸開始日から社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。

イ 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理する。

③ 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への

等への適正な加入が認められない場合は、監査等を実施すること。

また、運輸開始届出書を受理する際に領収証書(写)がなく、初回の保険料の納付期限到来後も領収証書(写)の提出がないため、保険料の納付が認められない場合は、監査等を実施すること。

④ 関係機関への照会

地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)又は運輸支局長(以下「地方運輸局長又は運輸支局長」を「地方運輸局長等」という。)において、監査等を実施した結果、社会保険等の未加入・未納が確認された場合、若しくは、社会保険等の加入・納付状況が確認できなかった場合には、地方運輸局長等は、次のとおり社会保険等の加入・納付状況について照会すること(地方運輸局長が照会する場合には、当該事案を管轄する運輸支局長を經由して行うこと。)

上記のうち、社会保険等の保険料の納付状況については、地方運輸局長等は、監査等において、專業者に領収証書(写)又は社会保険の保険料の納付状況を確認するための書類(写)、「社会保険料納入証明書」及び「滞納金額目録」(未納がある場合に限る。)、以下「納付確認書類」という。)の提出を求めて確認することとし、專業者から領収証書(写)又は納付確認書類の提出がない、若しくは、提出された領収証書(写)又は納付確認書類により納付状況が確認できない場合には、次のとおり社会保険等の保険料の納付状況について照会すること(地方運輸局長が照会する場合には、当該事案を管轄する運輸支局長を經由して行うこと。)

なお、地方運輸局長等は、社会保険等の加入・納付状況を照会する際は、事前に專業者へその旨を説明した上で行うこと。

ア 社会保険については、関係年金事務所長(專業者が健康保険組合に加入している場合は、関係年金事務所長に加え、当該健康保険組合理事長)に対して、別紙2-1又は2-2の様式により行うこと。

イ 労働保険については、関係都道府県労働局長(都道府県労働局総務部(労働保険徴収部)労働保険徴収主務課室及び職業安定部雇用保険主務課)に対して別紙3の様式により行うこと。

なお、社会保険等関係機関に対して社会保険等の加入・納付状況について照会する場合の様式への記載上の留意事項は別紙4のとおりである。

⑤ 行政処分等

地方運輸局長は、社会保険等関係機関に対して社会保険等の加入・納付状況について照会し、未加入又は未納である旨の回答を得た場合は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)第86条第1項若しくはトラック法第24条の4第1項第2号又は第59条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

ただし、社会保険等の保険料の未納が確認された場合であって、当該未納額が社会保険等の保険料を滞納したことによる延滞金又は延納利息に相当する額のみである場合はこの限りでない。

適正な加入が認められない場合は、巡回監査等を実施すること。

④ 関係機関への照会

地方運輸局長(神戸運輸監理部長及び沖繩総合事務局長を含む。以下同じ。)又は運輸支局長(以下「地方運輸局長又は運輸支局長」を「地方運輸局長等」という。)において、巡回監査等を実施した結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、地方運輸局長等は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会すること(地方運輸局長が照会する場合には、当該事案を管轄する運輸支局長を經由して行う。)

ア 社会保険については、関係地方社会保険事務局長(地方社会保険事務局保険主管課)に対して、別紙2の様式により行うこと。

イ 労働保険については、関係都道府県労働局長(都道府県労働局総務部(労働保険徴収部)労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課)に対して別紙3の様式により行うこと。

なお、関係機関に対して社会保険等の未加入について照会する場合の様式の記載上の留意事項は別紙4のとおりである。

⑤ 行政処分等

地方運輸局長は、社会保険等関係機関に対して社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、運送法第86条第1項又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。以下「トラック法」という。)第59条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

(2) 許可後の事業者に対する対応について

① 貨物自動車運送事業者に係る未加入・未納事業者の把握方法について

ア 未加入・未納事業者の把握

社会保険等の加入及び当該保険料の納付が適正になされていない事業者については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）からの報告、地方運輸局等における監査等を通じて把握に努めること。

イ 地方実施機関との連携

地方実施機関からの確な報告が行われるよう、地方実施機関に対し、次の事項について指導すること。

- a 巡回指導に際しては、社会保険等の加入・納付状況を調査すること。
- b 社会保険等の加入・納付状況を調査するに当たっては、巡回指導を実施する旨を事業者へ通知する「巡回指導実施通知書」に、あらかじめ、社会保険等の保険料を納付していることを証する書類として事業者が保有する「領収証書（写）」若しくは年金事務所から交付を受けた「社会保険料納入証明書」及び「滞納金額目録（未納がある場合に限る。）」等、又は社会保険等の保険料の分割納付が認められていることを証する書類として事業者が保有する当該許可通知書（写）等を、巡回指導時に確認できるよう準備しておく旨を記すること。

c 巡回指導に際し、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入及び納付を指導し、事後の改善報告書（社会保険等の適用関係届の写し又は領収証書（写）等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求め、改善のための指導を徹底すること。

d 巡回指導に際し、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付がなされていない場合は、地方実施機関において作成している「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局へ報告すること。

ウ 地方実施機関からの上記報告において、社会保険等の適正な加入及び当該保険料の納付が認められない場合は、監査方針に基づき、巡回監査等を実施すること。

② 巡回監査等及び行政処分等

地方運輸局等において、(1) ③及び④と同様に巡回監査等及び社会保険等関係機関への照会を実施した結果、社会保険等の未加入・未納が確認された場合は、運送法第30条第2項違反若しくはトラック法第24条の4第1項第2号又は第25条第2項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

ただし、社会保険等の保険料の未納が確認された場合であって、当該未納額が社会保険等の保険料を滞納したことによる延滞金又は延納利息に相当する額のみである場合はこの限りでない。

(3) 処分結果等についての関係機関への連絡について

(2) 既存事業者に対する対応について

① 貨物自動車運送事業者に係る未加入事業者の把握方法について

ア 未加入事業者の把握

社会保険等への加入が適正になされていない事業者については、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）からの報告、地方運輸局等における監査等を通じて把握に努めること。

イ 地方実施機関との連携

地方実施機関からの確な報告が行われるよう次の事項について指導すること。

- a 巡回指導に際しては、社会保険等の加入状況を調査すること。

(新規)

b 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入を指導し、事後の改善報告書（社会保険等の適用関係届の写し等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求め、改善のための指導を徹底すること。

c 巡回指導に際し、社会保険等への適正な加入がなされていない場合は、地方実施機関において作成している「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局へ報告すること。

ウ 地方実施機関の上記報告において、社会保険等へ適正に加入していると認められない場合は、監査方針に基づき、巡回監査等を実施すること。

② 巡回監査等及び行政処分等

地方運輸局長等において、巡回監査等を実施した結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、運送法第30条第2項違反又はトラック法第25条第2項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこと。

なお、地方運輸局長において行政処分等を行う場合は、(1) ④と同様に、社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、未加入であることの回答を得た上で行うこと。

(3) 処分結果等についての関係機関への連絡について

地方運輸局長は、社会保険等の未加入・未納事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、別紙5の様式により、速やかに社会保険等関係機関に通知することとする。

2. 本省への報告については、上記照会制度の実施状況については、別紙6の様式により、四半期毎に取りまとめの上、上半期分は12月末までに、全体については安全政策課、旅客自動車運送事業については旅客課、貨物自動車運送事業については貨物課あて報告することとされた。

3. 情報の適正な取扱い

地方運輸局長等は、社会保険等関係機関から提供された社会保険等の加入・納付状況に関する情報（以下「提供情報」という。）について、次の事項に従い取り扱うこととする。

- (1) 地方運輸局長等は、本通知の目的の達成に必要な範囲を超えて、提供情報を保有してはならない。
- (2) 地方運輸局長等は、提供情報を本通知の目的以外の目的に使用してはならない。
- (3) 地方運輸局長等は、提供情報を他に漏らしてはならない（地方運輸局長等が本省、地方実施機関又は当該事業者に情報を提供する場合を除く。）。
- (4) 地方運輸局長等は、提供情報について、情報の重要性に鑑み、滅失及び漏えい等が生じることのないよう適切に管理すること。

4. その他

社会保険等への適正な加入及び当該保険料の納付については、社会保険等関係機関との密接な連携が必要であることから、運輸支局においては、必要に応じ、社会保険等関係機関と連絡調整を図るための会議等を開催する等により、次の事項について、相互に情報を交換することとされた。

- (1) 事業者の社会保険等の未加入・未納の状況
- (2) 未加入・未納に対する処分状況
- (3) 社会保険等関係機関の指導状況
- (4) その他、適正な社会保険等への加入及び当該保険料の納付の実効性を上げるために必要な事項

地方運輸局長は、社会保険等未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、別紙5の様式により、速やかに社会保険等関係機関に通知することとする。

2. 本省への報告について

上記照会制度及び通報制度の実施状況については、別紙6の様式により、四半期毎に取りまとめの上、上半期分は12月末までに、下半期分は6月末までに、全体については安全政策課、旅客自動車運送事業については旅客課、貨物自動車運送事業については貨物課あて報告することとされた。

(新規)

3. その他

社会保険等の適正加入については、社会保険等関係機関との密接な連携が必要であることから、運輸支局においては、必要に応じ、社会保険等関係機関と連絡調整を図るための会議等を開催する等により、次の事項について、相互に情報を交換することとされた。

- (1) 事業者の社会保険等未加入状況
- (2) 未加入に対する処分状況
- (3) 社会保険等関係機関の指導状況
- (4) その他、適正加入の実効性を上げるために必要な事項

年 月 日

関係都道府県労働局 }
関係年金事務所 } 殿

〇〇運輸支局長

自動車運送事業者に対する社会保険等の適正な加入及び納付に関する指導で
使用する資料の送付について（依頼）

標記につきまして、下記の関係資料が必要なため送付頂きますようお願いいたします。

記

（労働保険関係）

資料 「労働保険の成立手続はお済みですか。」 〇〇冊

（社会保険関係）

資料 「厚生年金保険・健康保険制度のご案内」 〇〇冊

自動車運送事業者の社会保険の加入・納付状況等の照会について

第 年 月 日 号

関係年金事務所長 殿

国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長)

標記の件について、下記のとおり確認しましたので、照会します。貴事務所への照会について、事業者の説明済であることを申し添えます。

なお、貴事務所においては、本紙により回答願います。

記

(事業の種別：〇〇自動車運送事業)

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
従業員数	適用従業員 名	適用従業員以外の従業員	名

保険の種類	加入・納付の状況	
健康保険 (協会・組合)	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()
	・未加入	(未加入の理由)
	・納付済み	—
	・未納あり※	(未納の理由)
厚生年金	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()
	・未加入	(未加入の理由)
	・納付済み	—
	・未納あり※	(未納の理由)

連絡先	担当所属： 担当者： 電話番号：
確認日	年 月 日
特記事項	事業開始年月日 年 月 日

※保険料のみを対象とし、延滞金を除く。

社会保険の加入・納付状況について（回答）

第 年 月 日
号

国土交通省〇〇運輸局長
（〇〇運輸支局長） あて

〇〇年金事務所長

本照会について、下記のとおり回答します。

記

1. 確認日： 年 月 日

2. 確認結果： 健康保険（協会）（加入済み・一部未加入・全部未加入）
（納付済み・未納あり※2）
未納の期間：〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月分

厚生年金（加入済み・一部未加入・全部未加入）
（納付済み・未納あり※2）
未納の期間：〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月分

※1：加入・納付の状況について、該当する項目に○印を付す。

※2：保険料のみを対象とし、延滞金を除く。

3. 特記事項：

自動車運送事業者の健康保険の納付状況等の照会について

第 号
年 月 日

〇〇健康保険組合理事長 殿

国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長)

標記の件について、以下の事業者に対し、貨物自動車運送事業法第24条の4の規定に基づき、保険料等の納付状況を確認したところ、事業者から確認書類が提出されなかったことから、事業者に代わり、下記の確認内容により照会いたしますので、貴組合におかれては、本紙により回答願います。

なお、当照会にあたっては、照会を実施することについて事前に事業者に対し説明済みであることを申し添えます。

記

(事業の種別：〇〇自動車運送事業)

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
従業員数	適用従業員 名	適用従業員以外の従業員	名

保険の種類	納付の状況	
健康保険 (組合)	・納付済み	—
	・未納あり※	(未納の理由)

連絡先	担当所属： 担当者：	電話番号：
確認日	年 月 日	
特記事項	事業開始年月日	年 月 日

※保険料のみを対象とし、延滞金を除く。

健康保険の納付状況について（回答）

第 号
年 月 日

国土交通省〇〇運輸局長
（〇〇運輸支局長） へ

〇〇健康保険組合理事長

本照会について、下記のとおり回答します。

記

1. 確認日： 年 月 日

2. 確認結果： 健康保険（組合）（納付済み・未納あり※2）
未納の期間：〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月分

※1：納付の状況について、該当する項目に○印を付す。

※2：保険料のみを対象とし、延滞金を除く。

3. 特記事項：

自動車運送事業者の労働保険の加入・納付状況等の照会について

第 年 月 日

関係都道府県労働局長 殿

国土交通省〇〇運輸局長
(〇〇運輸支局長)

標記の件について、下記のとおり確認しましたので、照会します。
なお、貴局については、本紙により回答願います。

記

(事業の種類：〇〇自動車運送事業)

事業者名	(営業所)	代表者名	
所在地		電話番号	
労働者数	常勤労働者 名	、常勤労働者以外の労働者	名

保険の種類	加入・納付の状況		
労働保険	加入の有無： 有 ・ 無		
	納付の有無※： 有 ・ 無		
雇用保険	・加入済み	・従業員加入状況：全て加入、一部未加入 未加入者の氏名：()	
	・未加入	(未加入の理由)	

連絡先	担当所属：
	担当者： 電話番号：
確認日	年 月 日
特記事項	事業開始年月日 年 月 日

※保険料のみを対象とし、延滞金を除く。

労働保険の加入・納付の状況について（回答）

第 年 月 日
号

国土交通省〇〇運輸局長
（〇〇運輸支局長） へ

〇〇労働局長

本照会について、下記のとおり回答します。

記

1. 確認日： 年 月 日

2. 確認結果： 労働保険（加入有・加入無）
（納付有・納付無※2）
納付無の期間：〇〇年〇〇期分
雇用保険（加入済み・一部未加入・全部未加入）

※1：加入・納付の状況について、該当する項目に○印を付す。

※2：保険料のみを対象とし、延滞金を除く。

3. 特記事項：

様式記載上の留意事項

- ・ 照会の対象となる自動車運送事業者の事業種別について、該当する事業種別を記入し、照会の対象となる事業所（営業所）ごとの情報を記載する。

1. 様式（別紙 2-1、2-2）について

社会保険の加入・納付状況等について記載する。なお、社会保険の加入又は納付状況のいずれか一方のみを照会する場合にあっては、照会を要さない事項を二重線で見え消しするなどし、照会を行う事項を明確にすること。

(1) 従業員数

- 適用従業員：正規の社員等社会保険の適用を受ける者

(2) 社会保険の加入・納付状況

- 加入済み：事業所として既に適用手続を行っており、全ての加入義務者が加入している（新規適用届を提出し、全ての加入義務者の（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届が提出されている）場合

- ・協会：全国健康保険協会管掌健康保険に加入している場合

- ・組合：健康保険組管掌健康保険に加入している場合

- 未加入：事業所として全く適用手続を行っていない、又は適用手続は行っているが、全ての加入義務者が加入していない（新規適用届を提出していない又は提出しているが、全ての加入義務者の（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届が提出されていない）場合

- 未加入の理由：手続未了又は全ての加入義務者が加入していないの理由を簡記する。

※ 適用対象でない事業所又は新規適用届が提出済みで加入すべき者全てが加入している事業所は照会対象としない。

○従業員加入状況

上記で未加入とした場合であって、事業所として全く適用手続を行っていない、又は適用手続は行っているが、加入義務者の全てが未加入である場合は記載不要。

- 納付済み：事業者が納付義務のある健康保険・厚生年金保険の保険料を全て納付している場合

- 未納あり：事業者が納付義務のある健康保険・厚生年金保険の保険料の全部又は一部を納付していない場合

※ 納付状況の確認に当たっては、保険料のみを対象とし、延滞金を除くこと

とする。

○未納の理由：保険料未納である理由を簡記する。

(3) 確認日

照会に係る監査等により、加入・納付状況等を最終的に確認した日

(4) 特記事項

当該事業者の事業開始年月日（照会の対象となる事業者が実際に当該照会に係る自動車運送事業を開始した年月日）

その他特記すべき事項

2. 様式（別紙3）について

労働保険の加入・納付状況等について記載する。なお、労働保険の加入又は納付状況のいずれか一方のみを照会する場合にあっては、照会を要さない事項を二重線で見え消しするなどし、照会を行う事項を明確にすること。

(1) 労働者数

①常勤労働者：事業主に雇用される者で次項②を除く。

②常勤労働者以外の労働者：臨時内職的に就労する者（判断基準：1週間の所定労働時間が20時間未満、又は31日以上引き続き雇用される見込みがないこと。）

(2) 労働保険の加入・納付状況

① 労働保険の加入の有無

○有：適用事業所として既に労働保険関係成立届及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書を提出している場合

○無：適用事業所として労働保険関係成立届及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書を提出していない場合

② 労働保険の納付の有無

○有：労働保険関係成立届及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書を提出した上、保険料を納付している場合

○無：労働保険関係成立届及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書を提出したものの、保険料を納付していない場合（労働保険関係成立届又は労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書を提出していない場合を含む。）

※ 納付状況の確認に当たっては、保険料のみを対象とし、延滞金を除くこととする。

※ 労働保険は、労災保険と雇用保険を総称したものであり、その納付状況を都道府県労働局へ照会することとする。なお、「納付無の期間」が複数

回生している場合には、「平成〇〇年〇〇期分」、「平成△△年□□期分」と、未納となっている期分を列記することとする。

③ 雇用保険の加入の有無

○加入済み：適用事業所として既に労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）を提出し、全ての加入義務者の雇用保険被保険者資格取得届を提出している場合

○未加入：適用事業所として労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）を提出していない又は提出しているが、全ての加入義務者の雇用保険被保険者資格取得届を提出していない場合

・理由：手続未了の理由を簡記する。

※1. 労災保険及び雇用保険ともに、労働保険関係成立届（通常は、1枚の労働保険関係成立届で労災保険及び雇用保険の両保険が成立）が必要であり、雇用保険については、雇用保険適用事業所設置届も併せて提出する必要がある。

※2. 適用対象でない事業所（労働者がいない又は家族従業員のみ）、又は、労働保険及び雇用保険に係る届がともに提出済みである事業所については、照会対象としない。

※3. 労働保険は、労災保険と雇用保険を総称したものであり、その納付状況を都道府県労働局へ照会することとする。（再掲）

○従業員加入状況

加入義務者の加入状況を記載する。

但し、③で未加入とした場合であって、適用事業所として労働保険関係成立届（雇用保険適用事業所設置届を含む）の提出を行っていない、又は提出は行っているが、加入義務者の全てが未加入である場合は記載不要。

(3) 確認日

照会に係る監査により、加入・納付状況等を最終的に確認した日

(4) 特記事項

当該事業所の事業開始年月日（照会の対象となる事業所が実際に当該照会に係る自動車運送事業を開始した年月日）

その他特記すべき事項

番 号
年 月 日

(社会保険の場合)
関係年金事務所長

関係健康保険組合理事長

(労働保険の場合)
関係都道府県労働局長

} 殿

国土交通省〇〇運輸局長

自動車運送事業従事者の社会保険等の加入・納付状況等に関する
処分結果の通知について

年 月 日付け第 号により回答のあった者に対し、別添写しの
とおり処分したので通知する。

自動車運送事業者の社会保険等の加入状況の照会等実施状況について
(〇〇自動車運送事業)

令和 年度

	社会保険				労働保険			
	照会件数	回答件数	処分件数	改善件数	照会件数	回答件数	処分件数	改善件数
4月～6月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
7月～9月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
上半期計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
10月～12月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
1月～3月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
下半期計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
年度合計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件

注1. 本集計表は、自動車運送事業の事業種別ごとに作成すること。

注2. 回答件数、処分件数及び改善件数は、照会処理状況を事後的に確認できるように、照会件数に対応する内数とする。

注3. 括弧内には、集計時期時点での未回答、未処分、未報告、未改善報告の件数を記入すること。

注4. 件数は、1事業所についての社会保険又は労働保険に係る照会を1件とする。ただし、同一事業所であっても、社会保険と労働保険はそれぞれ1件とする。

注5. 改善件数は、処分等を行った件数のうち、フォローアップ監査により適正加入が確認できた件数とする。

自動車運送事業者の社会保険等の納付状況の照会等実施状況について
(〇〇自動車運送事業)

令和 年度

	社会保険				労働保険			
	照会件数	回答件数	処分件数	改善件数	照会件数	回答件数	処分件数	改善件数
4月～6月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
7月～9月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
上半期計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
10月～12月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
1月～3月	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
下半期計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件
年度合計	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件	件	件 ()件	件 ()件	件 ()件

注1. 本集計表は、自動車運送事業の事業種別ごとに作成すること。

注2. 回答件数、処分件数及び改善件数は、照会処理状況を事後的に確認できるように、照会件数に対応する内数とする。

注3. 括弧内には、集計時期時点での未回答、未処分、未報告、未改善報告の件数を記入すること。

注4. 件数は、1事業所についての社会保険又は労働保険に係る照会を1件とする。ただし、同一事業所であっても、社会保険と労働保険はそれぞれ1件とする。

注5. 改善件数は、処分等を行った件数のうち、フォローアップ監査により適正納付が確認できた件数とする。

貨物自動車運送事業者等の社会保険等の加入状況及び
保険料納付状況に関する情報提供実施要領

国土交通省、厚生労働省及び日本年金機構は、貨物自動車運送事業者等の社会保険等の加入状況及び保険料納付状況に関する情報提供実施要領（以下「本要領」という。）を次のとおり定める。

（目的等）

第1条 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第24条の4第1項第2号及び貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第14条第2号の規定等に基づき、貨物自動車運送事業者が健康保険、厚生年金保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務及び保険料納付義務を遵守していることを確認するため、国土交通省の地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。）及び運輸支局長（神戸運輸監理部兵庫陸運部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。）（以下「地方運輸局長等」という。）から求めがあった場合は、日本年金機構年金事務所長及び都道府県労働局長（以下「年金事務所長等」という。）は、地方運輸局長等に対し、当該事業者の社会保険等の加入状況及び保険料納付状況に関する情報の提供を行う。

2 地方運輸局長等は、前項の規定に基づき年金事務所長等へ情報提供を求めるに当たっては、まずは当該事業者に対して書類提出の求めを行うこととし、当該事業者から書類の提出がない場合又は提出された書類によっては確認できない場合に限り、当該事業者に対して事前に通知した上で行うものとする。

（照会及び提供方法）

第2条 地方運輸局長等は、年金事務所長等に対し、「自動車運送事業者の社会保険等の未加入・未納対策の強化について（令和元年〇月〇日付け国土交通省自動車局長通知。第5条において「自動車局長通知」という。）」の別紙2-1及び3に規定する様式（次項において「通知様式」という。）を用いて、書面により、情報提供の求めを行うものとする。

2 年金事務所長等は、前項の求めがあった場合には、地方運輸局長等に対し、通知様式を用いて、書面により、求めのあった情報を提供する。

（情報の保有の制限等）

第3条 地方運輸局長等は、第1条に規定する目的の達成に必要な範囲を超えて、年金事務所長等から提供された社会保険等の加入状況及び保険料納付状況に関する情報を保有してはならない。

2 地方運輸局長等は、年金事務所長等から提供された社会保険等の加入状況及び保険料納付状況に関する情報を、第1条に規定する目的以外の目的に使用してはならない。

3 地方運輸局長等は、年金事務所長等から提供された社会保険等の加入状況及び保険料納付状況に関する情報を、他に漏らしてはならない（地方運輸局長等が国土交通省又は当該事業者に情報を提供する場合を除く。）。

4 地方運輸局長等は、年金事務所長等から提供された社会保険等の加入状況及び保

除料納付状況に関する情報について、情報の重要性にかんがみ、滅失及び漏えい等が生じることのないよう適切に管理する。

5 前4項の規定は、国土交通省が地方運輸局長等から情報の提供を受けた場合についても準用する。

(貨物自動車運送事業者以外の自動車運送事業者への準用)

第4条 前3条の規定のうち、社会保険等の加入状況に係る部分については、貨物自動車運送事業者以外の自動車運送事業者についても準用する。

(その他)

第5条 自動車局長通知及び本要領による情報提供の実施に当たり、特段の事情等により本要領に見直しの必要が生じたとき又は定めのない事項については、国土交通省、厚生労働省及び日本年金機構がその都度協議する。

附 則

本要領は、令和元年11月1日から施行する。